

農家の皆さまへ

(令和8年度経営所得安定対策について)

5年水張りルールについて	1～2ページ
経営所得安定対策の主な変更点について	3～4ページ
水田活用の直接支払交付金について	5～8ページ
畑作物の直接支払交付金について	9ページ
ナラシ対策（米・畑作の収入減少影響緩和対策）について	10ページ
令和8年度交付申請書の記入例、誓約事項等について	11～15ページ
お問い合わせ先について	16ページ

● 営農計画書の提出について

令和8年3月31日（火）までに

最寄りの窓口へ提出をお願いします。

「5年水張りルール」について

真庭市農業再生協議会

令和4年度から交付対象水田の考えが再徹底され、令和4年から5年間、一度も水稲の作付が行われない農地は、交付金の対象としない方針が示されました。

ただし、次に掲げる場合を除きます。

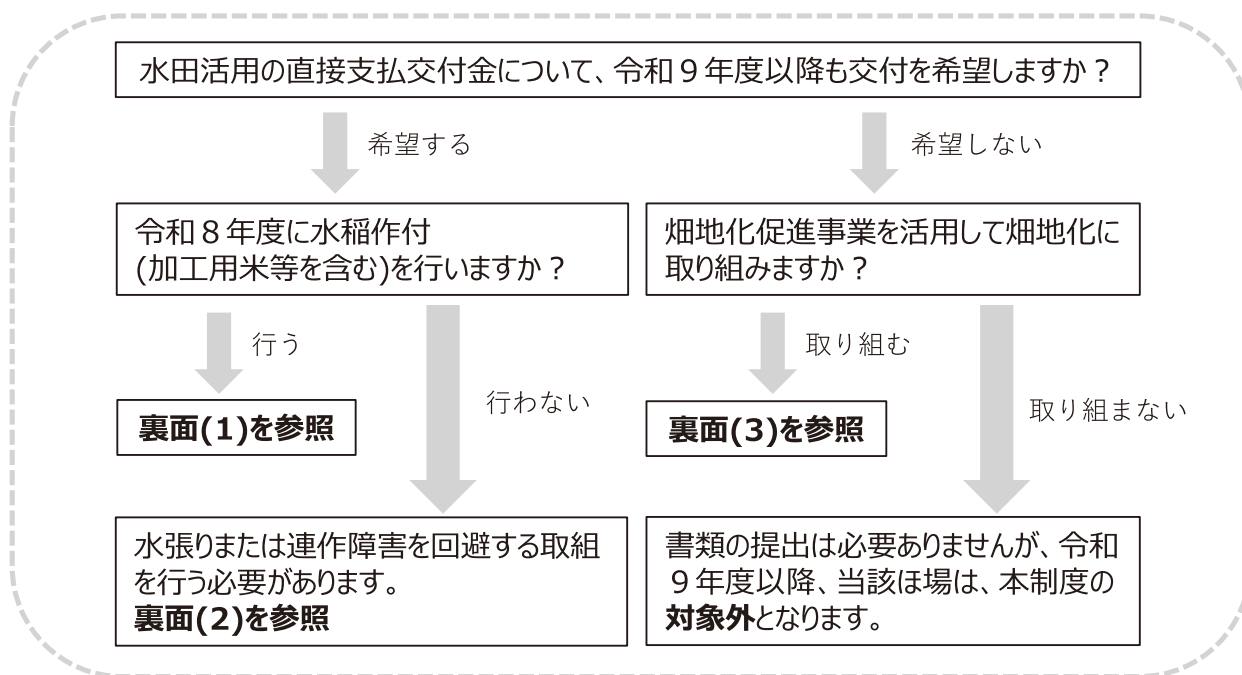
- ア 被災した農地、道路又は所要の用水を供給しうる設備が災害復旧事業の対象となり、水稲の作付けが困難であることが確認できること
- イ 農業基盤整備事業等の対象となり、水稲の作付けが困難であることが確認できること
なお、次のいずれかに該当する場合は、水稲の作付けが行われたものとみなします。
- ア たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること
- イ 令和7年度又は令和8年度において、連作障害を回避する取組(土壌改良資材・有機物(堆肥・もみ殻等を含む。)の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付けその他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組をいいます。)を実施したことが確認できること
(経営所得安定対策等実施要綱抜粋)

転作作物が定着している水田では、畑地化促進事業を活用した畑地化や、地域の状況に応じてブロックローテーションの導入等を検討してください。

【具体例】

	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
ほ場A	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	→ 交付対象外水田となる
ほ場B	水稲	水稲	野菜	野菜	野菜	→ 継続して 交付対象水田となる
ほ場C	大豆	野菜	野菜	麦 ※水張り	麦	
ほ場D	野菜	野菜	野菜	大豆	大豆 ※連作障害を 回避する取組	

【対応確認フローチャート】



【手続き】

(1) 令和8年に、対象水田について水稲作付を行う方

当該期間中に、対象ほ場にて水稲作付を行ってください。実施の有無は、提出いただいた営農計画書および現地確認等で判断しますので、別途手続きは不要です。

(2) 令和8年までに、対象水田について水稲作付を行わない方

以下の手順に沿って、水張りまたは連作障害を回避する取組を行ってください。
取組が完了したら、必要書類を提出してください。

【水張り(湛水管理)】

- ①水張り(湛水管理)を実施する1か月前までに、「水張り(湛水管理)実施計画書」を提出してください。
 - ②当該期間中に、対象ほ場にて1か月以上の水張り(湛水管理)を行ってください。
実施したことを証明できるよう、水張り開始日の写真と、水張り開始から1か月後以降の写真を提出してください。
- ☆提出書類：水張り(湛水管理)実施計画書、水張り(湛水管理)写真記録表

【連作障害を回避する取組】

- ①対象ほ場にて、連作障害を回避する取組(本誌2ページ参照)を行ってください。
 - ②取組が完了したら、「連作障害を回避する取組確認表」と、実施したことを証明できるよう、ほ場の全景写真と、薬剤等散布したことがわかる写真を提出してください。
- ☆提出書類：連作障害を回避する取組確認表、写真貼り付け台紙

※上記手順で確認が出来ない農地は、取組が行われたとは見なしません。

※各種様式は、農業再生協議会の各窓口を設置しています。

また、真庭市ホームページからもダウンロードいただけます。

(3) 畑地化促進事業を活用して畑地化に取り組む方

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
麦、大豆、飼料作物、 子実用とうもろこし、 野菜、果樹、花き 等	7万円/10a	2万円(3万円)/10a×5年間 (内は加工・業務用野菜等の場合 ※一括受取も可能)

※畑地化支援と定着促進支援のどちらも支援が受けられます。

例) 20aの場合： 初年度 18万円(畑地化支援14万円+定着促進支援4万円)
2～5年目 4万円(定着促進支援4万円)

【交付対象農地および要件】

- ・水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であること
- ・隣接した農地で、概ね団地化を形成していること
- ・前年度において主食用米、戦略作物、産地交付金等の交付対象作物が作付けられていること
- ・取組開始年から5年間継続して対象作物を作付けすること

【注意事項】

- ・一度畑地化した農地は、再び交付対象水田に戻ることはありません。
- ・自然災害などの場合を除き、対象作物の作付け、販売が5年間継続して行われなかった場合、支援金は返還となります。

※令和8年度の畑地化支援・定着促進支援の国による要望調査は終了しています。

※令和9年度以降、畑地化促進事業は実施されません。

経営所得安定対策等実施要綱の一部改正に伴う事業内容の変更について

農林水産省より経営所得安定対策等実施要綱の一部改正が通知されました。つきましては、今年度の事業について主な変更点を次のとおりお知らせします。

なお、本内容は国の運用見直し等により変更になる場合があります。

加工用米等取組計画について、生産予定面積の算出に使用する地域の合理的な単収の設定方法が変わりました。

〔改正後〕

都道府県又は作柄表示地帯別の
単収(ふるい目幅1.70mmベース)の前年産までの5か年中3か年平均値(最高値及び最低値を除く)
に整合した市町村又は地域農業再生協議会別の単収

※水活の数量払（飼料用米・加工用米）の交付単価に使用する標準単収も同様

加工用米等の出荷・販売契約数量の調整について、作柄に応じて調整を行う場合の計算式が見直されました。

〔改正後〕

$$\begin{array}{l} \text{当初の} \\ \text{出荷・販売} \\ \text{契約数量} \end{array} \times \frac{\text{作柄表示地帯別の当年産の単収}}{\text{作柄表示地帯別の5中3平均単収}}$$

※統計部が公表する当年産の作況単収指数と同値

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の範囲について、「5年水張りルール」に**連作障害を回避する取組**が追加されました。

〔改正後〕

令和7年度または令和8年度において、1か月以上のたん水管理または連作障害を回避する取組を行った場合は、水稻作付が行われたものとみなす

■「連作障害を回避する取組」とは

- ・土壌改良資材、有機物(堆肥、もみ殻等含む)の施用
- ・土壌への薬剤散布
- ・後作緑肥の作付
- ・病虫害抵抗性品種の作付

(例) 土壌pH矯正のための苦土石灰、センチュウ対策のためのくん蒸型消毒剤 など

※有機物の施肥基準や薬剤の散布量について、真庭市農業再生協議会で定めるものではありませんので、水田の状況に応じて適正量をご判断ください。

※連作障害を回避する取組について、令和7年度以前に実施したものは、対象外です。

【注意！】

湛水管理を行う場合は、**事前報告**と**事後報告**が必要です。

連作障害を回避する取組は、**事後報告**が必要です。

報告がない場合は、取組が行われたとは見なしませんので、ご注意ください。

【水田活用の直接支払交付金の交付対象水田】

撤去が困難な園芸施設（国、県等の補助事業を利用して設置した果樹棚、ハウス等）が設置されている農地については、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当しないものとする規定が追加されました。

【加工用米及び新規需要米】

6月末までに提出された取組計画について、8月20日まで変更受付が可能になります。

※ただし、以下の場合に限りです

- ・6月末までに提出した取組計画の変更であること（7月以降の新規受付けは行いません）
- ・6月末までに提出した取組計画における需要者との契約変更に係る同意が得られていること

【麦、大豆、そば】

基準単収の2分の1に満たない場合は水田活用の直接支払交付金の交付対象外とする規定が追加されました。※収量低下の合理的な理由がある場合を除く

真庭市の基準単収（参考：令和5～7年）

(kg/10a)

品目	小麦	はだか麦	大豆 (黒大豆除く)	そば	なたね
基準単収 (kg/10a)	367	267	94	50	19

※令和8年以降の基準単収は現在算定中です

〔収量確認方法〕

■ゲタ申請されている方

例年通り、検査機関(JA等)に検査を依頼して収量確認を行ってください。

■ゲタ申請されていない方

筆ごとの収量確認ではなく、作付面積全体に対する全収量で計算を行います。

実績報告時に提出いただく出荷伝票に記載されている出荷数量(kg)の合計が、**基準単収の2分の1以上**であるか確認を行います。

※複数販売先がある場合、すべての伝票を出してください。

※出荷先に依頼して、何kg出荷したかわかるように伝票を作成してください。

もしくは、検査機関(JA等)に検査を依頼して収量確認を行ってください。

【飼料作物、WCS用稲】

基準単収の2分の1に満たない場合は水田活用の直接支払交付金の交付対象外とする規定が追加されました。※収量低下の合理的な理由がある場合を除く

岡山県の基準単収

(kg/10a)

品目	牧草	青刈り とうもろこし	ソルゴー	WCS用稲 (専用種)	WCS用稲 (専用種以外)
基準単収 (kg/10a)	2,495	3,015	2,424	2,318	1,932

※刈取り直後の重量（複数回刈取りの場合はその合計）

〔収量確認方法〕

例年同様に、12月頃に提出いただく実績報告書類に記載の収量(kg)が、**基準単収の2分の1以上**であるか確認を行います。(10月頃に実績報告様式を送付予定)

その際、必ず **何kg収量があったか** 記入をお願いします。

○ **良い記入例** → **ロール50個 × 40kg/個 = 2,000kg**

→ **放牧日数100日 × 牛20頭 × 1頭が食べる量50kg/日 = 100,000kg**

※収量の根拠資料として作業日誌や、放牧の記録、他者への利用供給協定書等を提出していただきます。
(前年から変更なし)

★ 令和8年産の主食用米等に関する情報について ★

需要に応じた米生産の推進

- 令和8年産も引き続き、需要に見合った米の生産が必要です
- 米の生産数量の目安を各農家ごとに提示します

令和8年産も、国や地域農業再生協議会からの需給情報や作物ごとの推進方針を基に、生産者が自らの判断で需要に応じた米生産を行うこととなります。

真庭市農業再生協議会では、米価を維持するため、米の生産数量の目安を各農家ごとに提示し、需要に応じた米生産ができるよう推進します。

生産の目安（参考値）は、令和8年度の営農計画書に記載しています。

産地交付金について

- 地域振興作物や戦略作物の生産性向上・生産拡大、二毛作の取組に対する交付金は、令和8年度も継続されます

産地交付金は、国から配分される予算枠の範囲内で、真庭市農業再生協議会が地域の作物振興の設計図として作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域振興作物の生産振興や戦略作物の生産性向上の取組などに対して支援を行います。

7ページの2 産地交付金 については、国から地域に配分された交付金額内での交付となり、配分額に応じた交付となります。今回お示ししている交付金額は、現時点ではあくまで見込み額（上限額）であり、今後、変更になる場合があります。

★ 注意 と お 願 い ★

営農計画書、交付金交付申請書の提出

- 営農計画書は、営農計画の変更の有無にかかわらず、提出してください

特に、経営所得安定対策等交付金（産地交付金含む）の交付を受けるためには、「営農計画書」と必要事項を記入した「交付金交付申請書」の両方の提出が必要です。

営農計画書の農地情報の修正

営農計画書に記載の農地情報について、登記情報や固定資産課税台帳などの公的資料と整合を図るよう、全国的に会計検査院からの指摘がありました。

提出の際には、固定資産課税台帳(名寄帳)等を確認し、営農計画書に記載の「地番」「水田面積」「水張面積」等の整理集積作業をお願いします。

特に、営農計画書耕地番号欄に「*」が印字されている筆は、必ずご確認ください。**

次ページに続きます →

営農計画書の記入

- 営農計画書の転作作物名等の欄は、収穫が当年産の作物をご記入ください

令和7年に作付し、
令和8年の4月以降に収穫



今回お送りした営農計画書に記入してください

令和8年の秋に作付し、
令和9年の4月以降に収穫



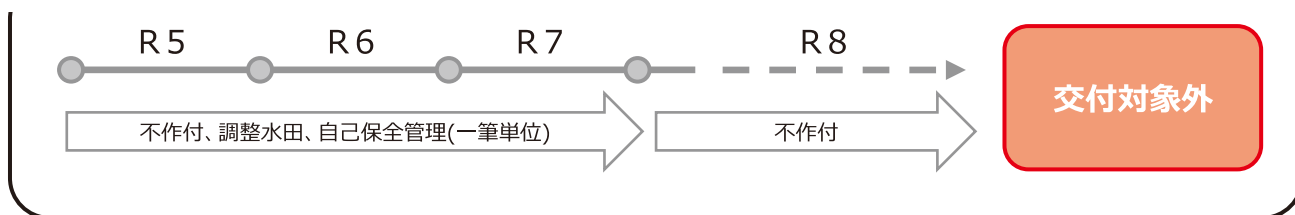
令和8年産とは認められないので、
令和9年度営農計画書に記入してください

【注意が必要な作物】 小麦、なたね、二毛作の飼料作物 等

交付対象水田の取扱いについて

- 令和5年から不作付地となっている水田については、令和8年度も引き続き不作付の場合、交付対象水田から除外されます。作付再開や貸付等についてご検討ください

※イメージ



※交付対象水田とは？

畦畔や用排水路があり、水張りが可能な水田のことで、令和4年度から、このルールが再徹底されました。

国の方針として、令和4年度以降5年間連続して一度も、水稻作付、水張りまたは連作障害を回避する取組が行われない農地は、交付金の対象外となります。転作が固定化している水田については、水稻と転作作物を年ごとに循環して作付けするブロックローテーションの取組等についてご検討ください。

販売農家の方へ

- 原則、当該生産年の12月20日までに、「栽培管理日誌」「販売伝票の写し」等、出荷販売を確認できる書類の提出が必要です
- 大豆、そば・なたねなど、作物によっては、「播種前の出荷契約書」の提出も必要です

経営所得安定対策における交付金は、栽培作物の「販売農家」が交付対象者となります。交付申請を行った年度の、翌年度から5年間、販売にかかる証拠書類を、各自で保管してください。自家消費の取組や、肥培管理が不適切な場合は、交付金の対象になりません。

※販売伝票がなければ、交付金は支払われません！

※令和8年産の販売伝票等の書類が必要です！

★ 水田活用の直接支払交付金 ★

○ 交付対象者 水田で対象作物を栽培し、出荷・販売を行う農家、集落営農

1 戦略作物助成

○ 対象作物および交付単価

対象作物	交付単価
大豆、麦、飼料作物 (多年生牧草で収穫のみを行う場合)	35,000円/10a (10,000円/10a)
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米 (SGS含む) 米粉用米	<ul style="list-style-type: none"> ・区分管理契約のとき 55,000~105,000円/10a ・一括管理契約のとき 約70,000円/10a ・SGSは 80,000円/10a (固定)

○ 交付要件

- ・出荷先と契約を取り交わすこと (販売契約・播種前契約・利用供給協定 等)
- ・飼料作物、WCS用稲の自給農家については、「自家利用計画書」を作成すること
- ・収穫、販売をすること (作り捨ては交付されません！)

※ 新規需要米 (米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米、新規需要開拓米) を作付される方は、別途、農政局等への手続き (契約・認定等) が必要です。6月末 (厳守) までに手続きがない場合、農政局の認定ができないため、関連の交付金は交付されません。詳細は、最寄りのJA窓口へお問い合わせください。

2 産地交付金

産地交付金は、真庭市農業再生協議会で作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、生産性向上等の取組や地域振興作物の生産振興等への取組を支援します。

作物ごとに出荷・販売の証明が必要になりますので、営農計画書には、出荷・販売する予定の作物名を必ず記入してください。

※ 産地交付金は、国から地域に配分された交付金額内での交付となります。今回提示している交付単価は、今後変更になる場合があります。

※ ②の助成内容について、現在、国・県と協議を行っています。対象作物、助成額、要件等の詳細は決定後にお知らせします。(5月頃予定)

2-① 水田における生産性向上の取組 (岡山県全域の取組)

○ 対象作物および交付単価

対象	取組内容	交付単価 (上限額)
飼料用米	飼料用米を1ha以上作付する 認定農業者、認定新規就農者、 集落営農組織、地域計画の中心経営体に 位置付けられた担い手	1ha以上3ha未満の作付 4,000円/10a
		3ha以上5ha未満の作付 5,000円/10a
		5ha以上の作付 8,000円/10a
WCS用稲	WCS用稲を1ha以上作付する ※上記飼料用米の要件と同様に担い手が対象	1ha以上の作付 20,000円/10a
そば・なたね 地力増進作物	作付の取組み ※基幹作のみ。 ※地力増進作物については、資金枠を国が配分するため、 単価が減額となる場合があります。	20,000円/10a
畑地化支援	水田を畑地化し、高収益作物及び畑作物 (高収益作物以外) の本作化に取組む	70,000円/10a
定着促進支援	水田を畑地化し、高収益作物及び畑作物 (高収益作物以外) の定着等に取組む	20,000円/10a×5年間 ※加工・業務用等の場合 30,000円/10a ※一括受取も可能

○ 耕畜連携助成

交付単価（令和6年度実績）	8,700円／10a
交付要件	下表の要件を満たし、利用する畜産農家と3年以上の利用供給協定を結んでください。（別途、耕畜連携の申請が必要です）

取組内容	要件
わら利用（基幹作）	わら専用稲及び飼料用米の稲わらが飼料として利用されること 自家利用の場合は自家利用計画書を策定していること等
水田放牧 （基幹作、二毛作）	飼料作物の作付け水田における牛の放牧であること 1ha当たり放牧頭数が成牛換算で2頭以上 1ha当たり延べ放牧日数が180頭日以上 自家利用の場合は自家利用計画書を策定していること等
資源循環 （基幹作、二毛作）	堆肥は水田で生産された粗飼料作物（ 作物が限定されています ）を給与した家畜由来のものであること 自己の堆肥でないこと 自己の散布でないこと 散布量が2t又は4m ³ ／10a以上であること （WCS用稲は1.5t以上）
※畜産農家との契約が必要です。	

※ 上記の取組のうち、複数を選ぶことはできません

2-② 出荷・販売する地域振興作物等の取組（現在協議中の内容です）

○ 地域振興作物助成

対象作物	要件	交付単価（上限額）
小豆 ささげ豆 キャベツ ぶどう ねぎ だいこん トウモロコシ トマト ミニトマト なす レタス	1作物を30a以上作付、出荷 ※ぶどうは新植から3年間のみ対象	19,000円／10a
上記の作物で30a未満のもの	左記の対象作物を 作付、出荷していること ※果樹・花木は新植から3年間のみ対象	12,000円／10a
花き きゅうり ピーマン 山芋 シュンギク 甘長とうがらし いちご じゃがいも にんじん 玉ねぎ アスパラガス		
上記の対象作物以外		

○ 大規模作付助成

対象作物	要件	交付単価（上限額）
飼料作物（WCS用稲含む）、飼料用米（SGS含む）、麦、そば（基幹作）、大豆（白大豆、黒大豆、青大豆）	1作物で1ha以上作付	4,000円／10a

○ 二毛作助成

対象作物	要件	交付単価（上限額）
戦略作物 （大豆、麦、飼料作物【一年生牧草】、WCS用稲、飼料用米【SGS含む】） そば（二毛作）	主食用米と対象作物、又は対象作物同士の組み合わせによる二毛作 ※ 作期ごとに、契約・耕起・は種・収穫が必要です	8,000円／10a

★ 畑作物の直接支払交付金 ★

○ 交付対象者（面積要件はありません）

認定農業者、認定新規就農者、法人化・農地集積について市が認定した集落営農組織

○ 対象作物 麦、大豆、そば、なたね（黒大豆、ビール麦、種子用は対象外）

※ 実需者（出荷先）との播種前契約書または出荷販売契約が必要です

○ 交付方法（免税事業者向け単価申請者は確定申告等の提出が必要です）

①数量払・・・対象作物の当年産の出荷・販売数量に対して交付

②面積払（営農継続支払）・・・対象作物の当年産の作付面積に対して交付

交付金は、「数量払」を基本とし、「面積払（営農継続支払）」を選択した場合は、その内金として先に支払われます。

ただし、面積払（営農継続支払）は、出荷量が少なかった場合、過去の出荷実績、理由書等が求められるなど手続きが非常に難しくなるため、取り組まれる場合は数量払をご検討ください。

○ 交付金額

・ 課税事業者と免税事業者では交付単価が異なります

・ 交付対象となるのは、農産物検査または農産物検査による格付けと同等の品質区分の確認を受けて、出荷した数量です

① 数量払

品質区分(等級)		1等	2等	3等
普通大豆 (円/60kg)	課税事業者	11,410	10,720	10,040
	免税事業者	11,910	11,220	10,540
特定加工用大豆 (円/60kg)	課税事業者	9,360		
	免税事業者	9,860		
そば (円/45kg)	課税事業者	16,450	14,340	
	免税事業者	17,280	15,170	

※大豆については、白大豆・青大豆が対象となります。

品質区分 (等級/ランク)		1等				2等			
		A	B	C	D	A	B	C	D
小麦 (円/60kg)	課税事業者	5,120	4,620	4,470	4,410	3,960	3,460	3,310	3,250
	免税事業者	5,650	5,150	5,000	4,940	4,490	3,990	3,840	3,780

※パン、中華めん用品種は2,300円の加算。その他に、二条大麦、六条大麦、はだか麦もあります。

品質区分(品種)		キザキノタネ、キラリボシ、ナナシキブ、 きらきら銀河、ペノカのしずく	その他の品種
なたね (円/60kg)	課税事業者	6,420	5,680
	免税事業者	6,850	6,110

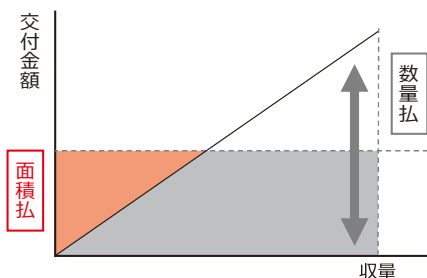
※その他に、てん菜もあります。

② 面積払（営農継続支払）

当年産の作付面積に基づき交付

10aあたり20,000円

※「そば」は、10aあたり13,000円



★ ナラシ対策（米・畑作の収入減少影響緩和対策） ★

○ 交付対象者（面積要件はありません）

認定農業者、認定新規就農者、法人化・農地集積について市が認定した集落営農組織

○ 対象作物 米、麦、大豆（黒大豆、ビール麦、種子用は対象外）

ナラシ対策では、各作物の当年産の販売収入の合計が、各作物の標準的収入の合計を下回った場合に、その差額の9割を、国の交付金と農家の積立金で補てんします。

加入時に積立金の拠出が必要となりますので、以下のいずれかのコースを選択してください。

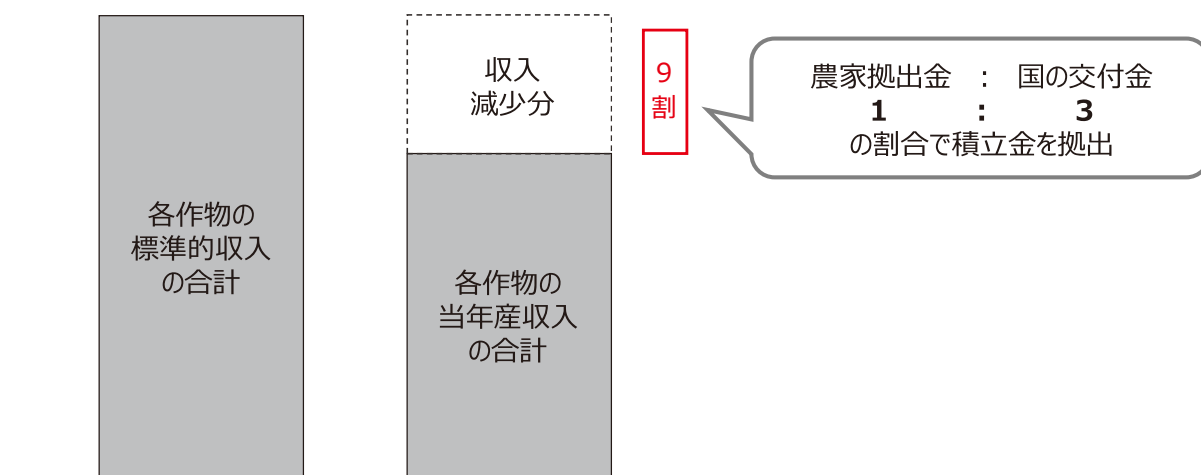
① 標準的収入の10%下落まで対応できるコース

② 標準的収入の20%下落まで対応できるコース

※補てん後の積立金の残額は、翌年度に繰り越しができますので、掛け捨てにはなりません

※米の標準的収入とは、過去5年のうち最高、最低を除く3年の平均収入です

（都道府県ごとに算定されます）



【注意】 ナラシ対策の米については出荷先との契約が必要です！

ナラシの補てん対象となる米（主食用）

① JA等の集出荷業者へ出荷・販売する米

6月末までに出荷契約又は販売契約を結び、翌年3月末までに出荷・販売したもの

② 実需者等へ直接販売する米

6月末までに前年の実績等を基に販売計画を作成し、翌年3月末までに販売契約を結び、販売の対象としたもの

【重要】

畑作物の直接支払交付金及びナラシ対策に加入する場合、

経営所得安定対策交付申請書の裏面 も記入が必要です。

加入時には交付申請書の裏面も必ず確認し、必要事項を記入してください。

経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和 8 年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

申請種別: 継続 新規

昨年引き続き申請される方は「継続」に、初めて申請される方は「新規」を○で囲んでください。

申請者情報欄: フリガナ マニワ タロウ, 氏名 真庭 太郎, 生年月日 昭和45年8月8日, 経営形態 個人, 住所 真庭市久世2927-2, 電話番号 0867-42-1031

4月1日以降の日付を記入してください。

印字されている氏名、住所、生年月日、電話番号を確認してください。訂正が必要な場合は二重線で訂正し、押印して修正してください。法人の方は、代表者の役職、氏名、法人番号を記入し、登記印を押印してください。

交付申請内容: 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請 [しない], 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請 [しない]

交付申請内容について「する」または「しない」の□に✓してください。収入減収緩和対策(ナラシ)、畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請をする場合は、裏面も記入してください。収入保険に加入した方はナラシに加入できません。

事業名: 水田活用直接支払交付金の申請, 本年産の申請 [する], 事業内容: 水田活用の直接支払交付金

環境と調和のとれた農業生産の実施状況: 過去1年(新規申請者除く)及び今後1年の間、農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産を実施。

農水省ホームページ等に記載された内容についてお読みいただき、2カ所✓をしてください。

個人情報取扱い: 経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて、同意する。

関係機関: 地域協議会等, 地方農政局等

交付申請者管理コード

【注意事項】
○ 「新規加入者」及び「口座変更を希望される方」は、振込口座届出書及び指定口座の通帳表紙裏面のコピーの提出が必要です。
○ 経営所得安定対策の交付要件を満たしていても、交付申請書の提出がない場合、交付金は交付されません。

これより下段は、**認定農業者、認定新規就農者、集落営農の方で、ナラシ、ゲタ(畑作物)対策**に加入される場合にご記入ください。

- ・ナラシ対策に加入される方は、**⑤、⑧、⑨**にご記入ください。
- ・ゲタ対策に加入される方は、**⑤、⑥、⑦**にご記入ください。

なお、ナラシに加入される方は、申請後、農政局から送付される、拠出金の納付書により、**8月末日**までに納入する必要があります。

通信欄

⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項 (ゲタ・ナラシ申請者が記載)			
農地の有効利用の実施状況 ※確認して✓	✓ 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。		
営農開始・法人等設立からの期間 ※いずれかに✓	<input type="checkbox"/> 2年以上	<input checked="" type="checkbox"/> 2年未満	
【個人又は法人が記載】 ※該当に✓		【集落営農が記載】 ※該当に✓	
収入保険の加入状況	<input type="checkbox"/> 加入している <input checked="" type="checkbox"/> 加入していない	収入保険に加入している構成員の有無 (「有」の場合、当該構成員の人数)	<input type="checkbox"/> 有 (人) <input type="checkbox"/> 無
前年の税務申告の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 白色申告 <input type="checkbox"/> 青色申告	前年の税務申告の状況 (組織としての状況を記載)	<input type="checkbox"/> 各構成員が申告 (組織として申告なし) <input type="checkbox"/> 青色申告 <input type="checkbox"/> 白色申告

※営農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するための重要な情報です。

◆ 畑作物の直接支払交付金 (ゲタ)

⑥ ゲタの申請作物 ※該当に✓
 本年産のゲタについて、申請作物を以下のとおり申し出します。なお、生産予定面積は様式第2号(営農計画書)に記載した該当作物の合計です。
 ※以下はゲタの対象となりませんのでご注意ください。
 種子用の麦・大豆・そば、麦芽原料用麦(ビール用麦等)、黒大豆、食用植物油脂以外のなたね

対象畑作物	作付けの有無	作付け「あり」の場合 面積払の 収穫後交付を希望	
		面積払	収穫後交付を希望
麦	小春まき	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する
	秋まき	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する
	二条大麦	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する
	六条大麦	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する
	はだか麦	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する
大豆	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する	
そば	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する	
なたね	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する	
てん菜	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する	
でん粉原料用ばれいしょ	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する	

※「面積払の収穫後交付を希望」欄は、数量払の交付申請後(収穫量確定後)に面積払を希望する場合、該当作物の「する」に✓してください。

⑦ ゲタ対策数量払の単価選択 ※いずれかに✓

本年6月末時点の状況を基に、以下の単価で申請します。

<input type="checkbox"/> 免税事業者向け単価	<input checked="" type="checkbox"/> 課税事業者向け単価 (免税事業者向け単価以外)
------------------------------------	---

※免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。

◆ 収入減少影響緩和交付金 (ナラシ)

⑧ ナラシの積立て申出
 本年産のナラシについて、本年8月末日までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を以下のとおり申し出します。

対象作物	地域等区分	生産予定面積
主食用米		20,000 m ²
白大豆		10,000 m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²

※対象作物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記載してください。

※ナラシの対象作物について収入保険に加入している構成員のいる集落営農は、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記載してください。

⑨ ナラシ積立金の積立コースの意向選択

※いずれかに✓
 以下の減収に対応した積立金を納付予定です。

<input type="checkbox"/> 10%	<input checked="" type="checkbox"/> 20%
------------------------------	---

ゲタ対策加入者
 申請する単価の
 いずれかに✓
 してください。

会等	【地方農政局等】
1号AとBを両面印刷で利用する場合は記載不要	

ナラシ対策加入者

本年に生産を予定している品目について、その生産予定面積を記入してください。令和4年産から、**米**については、**出荷先との契約が必要**です。ビール用麦、黒大豆、種子用、新規需要米は対象となりません。

ナラシ対策加入者

本年の積立コースのいずれかに✓してください。

交付申請の内容(詳細)

(1) 水田活用直接支払交付金

水田活用直接支払交付金の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第2の1の(7)、Ⅳの第2の2の(8)の⑥のエ、Ⅳの第2の3の(8)の⑥のエ及びⅣの第2の4の(6)の規定に基づき、地域農業再生協議会が営農計画書を基に確認した水田における主食用米以外の作付面積により算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

(2) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

① 面積払

面積払の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第1の1の(2)の③のオの(イ)の規定に基づき、交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

② 数量払

数量払の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第1の1の(2)の②のアの(エ)の規定に基づき、対象畑作物の品質区分別生産量が確定した時点で、別途、数量払交付申請書を提出します。

(注) 数量払による交付金の交付を受けるためには、別途、品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」(様式第9-1号)に、確認書類(出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査結果通知書の写し、品位等区分の確認の結果を証明した書類の写しなど)を添付して、地方農政局等に提出を行うことが必要になります。

(3) 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)

収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第1の1の(3)の②のアの規定に基づき、8月31日までに、地方農政局等から通知される当年積立額を積立金管理者が指定する口座に納付します。

個人情報の取扱い

農林水産省、内閣府沖縄総合事務局（以下「農林水産省等」といいます。）及び地域農業再生協議会（以下「協議会」といいます。）は、交付申請者から提出があった申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、経営所得安定対策等交付金の交付に係る事務及び制度の改善等のために利用します。

なお、交付金の円滑な交付のために、農林水産省等及び協議会が交付申請者の同意を得た上で交付申請書及び営農計画書等の内容を訂正することがあります。

以下に記載された「経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて」をよくご確認の上、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄に✓をつけてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省等及び協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を交付申請者に係る次の関係機関等（注2）に必要最小限の範囲内において提供又は確認する場合があります。

また、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査、不測時における食料供給確保に係る業務等を行うために、本申請書等に記載された内容を農林水産省等、都道府県及び市町村並びに協議会で必要最小限の範囲内において利用する場合があります。

なお、当該個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策交付金の交付事務等の手続において、申請書等の記載内容の訂正が必要となった際でも、農林水産省等が関係機関に申請書等の内容について照会し、交付申請者に代わって訂正を行うなど交付申請者の負担が軽減されるほか、交付申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、事務手続が簡素化されます。

事業等 (注1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用総合対策、環境保全型農業直接支払交付金、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金、農家負担金軽減支援対策事業、飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業、農業者年金事業、農業経営基盤強化準備金制度、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画に関する取組 等
機関等 (注2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策等の交付金に関する申請書、報告書の写し、出荷・販売に関する契約書及び販売伝票等の関係書類の提出や、経営所得安定対策等立入調査実施要領（令和4年3月25日付け3農産第3569号農林水産省農産局長通知）に基づく立入調査において、地方農政局等から求められた質問への回答や物件の提出等には、交付金を受給している限り、それに応じます。

また、営農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫、品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じます。

（なお、地方農政局等は、上記の場合において、当該対象作物の所有権が出荷先等に既に移転している場合においては、所有権の一部合意解除により、サンプルを確保することがあります。）

- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

- 3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

（この際、関係する交付金のみならず、申請している全ての交付金の返還、不交付に該当する場合もあるので、十分に注意願います。）

- (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
- (2) 正当な理由なく、営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合
- (3) 営農計画書に記載した交付対象作物について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他経営所得安定対策等の交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
- (4) 必要書類が保管されていないため、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合や、必要書類が保管されていたとしても提出を拒む場合
- (5) 地方農政局等による「経営所得安定対策等立入調査」に応じない場合、また、同調査において、虚偽の回答等を行った場合

- 4 交付申請書等の関係書類について、本要綱で定められた提出期限までに提出をしなかった場合は、原則として、交付金が交付されないことに異存ありません。

○内容についてご不明な点は、下記までお問い合わせください。

真庭市農業再生協議会

真庭市役所 農業振興課

〒719-3292

岡山県真庭市久世2927番地2

TEL0867-42-1031 FAX0867-42-3907

晴れの国岡山農業協同組合

真庭統括本部（真庭基幹アグリセンター）

〒719-3144

岡山県真庭市落合垂水1064-1

TEL 0867-52-1122 FAX 0867-52-1526

晴れの国岡山農業協同組合

びほく統括本部（北房営農経済センター）

〒716-1411

岡山県真庭市上水田5106-1

TEL 0866-52-4888 FAX 0866-52-9922

北房地区	真庭市役所 北房振興局	〒716-1433 岡山県真庭市下皆部248	TEL0866-52-2115 FAX0866-52-4496
	JA晴れの国岡山	〒716-1411	TEL0866-52-4888 FAX0866-52-9922
	北房営農経済センター	岡山県真庭市上水田5106-1	
落合地区	真庭市役所 落合振興局	〒719-3194 岡山県真庭市落合垂水618	TEL0867-52-1111 FAX0867-52-1939
	JA晴れの国岡山	〒719-3144	TEL0867-52-1122 FAX0867-52-1526
	真庭基幹アグリセンター	岡山県真庭市落合垂水1064-1	
久世地区	真庭市役所 農業振興課	〒719-3201 岡山県真庭市久世2927-2	TEL0867-42-1031 FAX0867-42-3907
	JA晴れの国岡山	〒719-3201	問合せ先：真庭基幹アグリセンター
	真庭基幹アグリセンター久世店	岡山県真庭市久世2903-1	TEL0867-52-1122 FAX0867-52-1526
勝山地区	真庭市役所 勝山振興局	〒717-0013 岡山県真庭市勝山53-1	TEL0867-44-2607 FAX0867-44-4569
	JA晴れの国岡山	〒717-0023	問合せ先：真庭基幹アグリセンター
	真庭基幹アグリセンター勝山店	岡山県真庭市江川834-1	TEL0867-52-1122 FAX0867-52-1526
美甘地区	真庭市役所 美甘振興局	〒717-0105 岡山県真庭市美甘4134	TEL0867-56-2611 FAX0867-56-2033
	JA晴れの国岡山	〒717-0105	問合せ先：蒜山アグリセンター
	蒜山アグリセンター美甘店	岡山県真庭市美甘3559-1	TEL0867-66-2540 FAX0867-66-4202
湯原地区	真庭市役所 湯原振興局	〒717-0406 岡山県真庭市豊栄1515	TEL0867-62-2011 FAX0867-62-2097
	JA晴れの国岡山	〒717-0405	問合せ先：蒜山アグリセンター
	蒜山アグリセンター湯原店	岡山県真庭市久見90	TEL0867-66-2540 FAX0867-66-4202
蒜山地区	真庭市役所 蒜山振興局	〒717-0504 岡山県真庭市蒜山下福田305	TEL0867-66-2512 FAX0867-66-4401
	JA晴れの国岡山	〒717-0505	TEL0867-66-2540 FAX0867-66-4202
	蒜山アグリセンター	岡山県真庭市蒜山上長田490-15	

◎ 関係機関 ◎

中国四国農政局 岡山県拠点 地方参事官室 経営所得安定対策担当	〒700-8532 岡山市北区下石井1-4 -1第2合同庁舎4階	TEL 086-233-1577
岡山県美作県民局 農畜産物生産課	〒708-7506 津山市山下53	TEL 0868-23-1305
真庭農業普及指導センター	〒717-8501 真庭市勝山591	TEL 0867-44-7582
岡山県農業共済組合 美作支所	〒708-0314 苫田郡鏡野町沢田360-1	TEL 0868-54-5061